

涌谷町公共物占用料金表

区分	形態又は種類	単位	占用料(円)	
占用	柱類の設置	第1種電柱	一本につき1年	380
		第2種電柱	〃	580
		第3種電柱	〃	780
		第1種電話柱	〃	340
		第2種電話柱	〃	540
		第3種電話柱	〃	740
		その他柱類	〃	34
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	3
	地下電線その他地下に設ける線類		〃	2
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	670
	管類の設置	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	14
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの	〃	20
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	〃	30
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	〃	41
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの	〃	61
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの	〃	81
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの	〃	140
		外径が0.7m以上1m未満のもの	〃	220
	外径が1m以上のもの	〃	410	
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		占用面積1㎡につき1月	67
農地		1㎡につき1年	3	
採草放牧地		〃	3	
その他	工作物を設置する場合	〃	120	
	工作物を設置しない場合	〃	70	
収益	土砂		採取料1m3につき1年	90
	砂		〃	130
	切込み砂利		〃	150
	砂利（径8cm未満のもの）		〃	170
	栗石（径8cm以上15cm未満のもの）		〃	190
	玉石（径15cm以上60cm未満のもの）		〃	230
	転石（径60cm以上のもの）		〃	370

備考

- 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 占用面積の1㎡未満の端数は、1㎡として計算する。
- 管類の延長の1m未満の端数は、1mとして計算する。
- 採取料の1m3未満の端数は、1m3として計算する。
- 占用料等の額が年額でさだめられている占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割で計算する。
- 占用期間の1月未満の端数は、1月として計算する。
- 占用料等の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円に切り上げる。
- 占用料等の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。